

令和元年

第19回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和元年9月27日（金）

伊勢原市農業委員会

## 第19回伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年9月27日(金) 午前10時40分～

2 開催場所 伊勢原市役所2階2C会議室

3 委員在任定数 10名

1	大木 克美	6	廣木 孝幸
2	越地 進	7	木村 勇
3	杉本 和彦	8	萩原 隆雄
4	横山 正博	9	鈴木 雅之
5	岸田 文雄	10	黒田 義夫

4 出席委員数 10名

5 欠席委員数 0名

6 署名委員 萩原 隆雄  
鈴木 雅之

7 議長 黒田 義夫

8 事務局等職員出席者  
小瀬村 正宣(事務局長)  
青木 優  
今井 亮輔  
荒井 昌稔

9 傍聴者 0名

10 審議内容 (開会 午前10時40分)

[事務局長] 時間になりましたので、第19回伊勢原市農業委員会総会を始めます。開会に先立ちまして、本日、傍聴を希望される方は、いらっしゃいませんでした。在任定数10名、欠席委員は、おりません。現時点での出席委員は10名で、定足数に達しておりますので、第19回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。それでは、よろしくお願いいたします。

[議長] それでは、ただ今から、第19回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、8番・萩原 隆雄 委員と9番・鈴木 雅之 委員の両名にお願いいたします。それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告7件、議案5件の計12件となっております。まず、報告より入ります。

[議 長] 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。農地法で義務づけられている相続等による農地の所有権取得の届出が3件ありました。この届出は、相続が発生したときに、登記簿謄本の地目、または課税上の現況地目のいずれかが農地であれば、届出の対象となります。

はじめに、報告第1号の1です。相続日は、平成31年2月9日。市内東富岡にお住まいの方が、東富岡字竹林の農地2筆、栗窪字林窪の農地4筆、合計6筆、面積885.98㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和元年8月21日です。

次に、報告第1号の2です。相続日は、平成31年2月9日。市内東富岡にお住まいの方が、東富岡字竹林の農地1筆、面積195㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和元年8月21日です。

次に、報告第1号の3です。相続日は、平成30年9月17日。市内神戸にお住まいの方が、神戸字権現堂の農地6筆、面積1,749.44㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和元年9月3日です。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、相続により所有権を取得した旨の届出が3件あったという内容でございます。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 特に無いようですので、次に移ります。

[議 長] 報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について。報告第2号は、市街化区域の農地を、土地所有者が農地以外のものにする届出になります。

今回は、1件、1筆、面積17㎡の届出がございました。地区は、成瀬地区で、転用目的は集合住宅となります。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、市街化区域内の農地の転用の届出が1件あったということでございます。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 特に無いようですので、次に移ります。

[議 長] 報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について。報告第3号は、市街化区域の農地を、土地の権利移動を伴って農地以外のものにする届出でになります。

今回は、合計で8件、17筆、面積3,990㎡の届出がございました。地区は、伊勢原地区で4件、10筆、2,038㎡、比々多地区で2件、5筆、1,577㎡、成瀬地区で1件、1筆、174㎡、大田地区で1件、1筆、201㎡になります。権利の種類ですが、報告第3号の1、報告第3号の5から報告第3号の8は所有権移転、報告第3号の2から報告第3号の4は賃貸借権の設定になります。転用目的は、個人住宅が3件、仮設工事用地のための一時転用が3件、会社の事務所兼倉庫用地が1件、駐車場が1件となります。

報告第3号の2から報告第3号の4については、関連案件となります。今回、伊勢原地区で県農地課が、農業用水路の改修工事に伴い一時転用の届出がありました。関係図面につきましては「追加」と書かれた図面に位置図・公図等を添付しましたのでご確認ください。なお、個別で届出が出されたため別々の項番とさせていただいておりますので、ご承知おきください。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。内容は、市街化区域内的の権利移動等を伴う届出が8件あったという内容でございます。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

[A委員] 県の事業ということですが、こういう場合は神奈川県からの届出にならないのですか。民間事業者の名前で申請されていますが。

[事務局] 事業の発注元は県で、受注した業者が地主さんに賃借料を支払う契約のため、こうした申請になりました。

[議長] 他にございますか。

[議長] 無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします

[事務局] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。大田地区で1件の申請がありました。

報告第4号の1、申請人は市内下谷にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和元年9月9日。対象農地の明細は、8～9項です。下谷字前河内に3筆、同字上中才に12筆、同字中才に3筆、同字櫻町に1筆、合計19筆、面積は9,573㎡です。9月10日に事務局で現地調査を行い、全ての対象農地が良好に管理されていることを確認し、9月11日付けで先決処分で証明書を発行しました。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。内容は、相続税の納税猶予の3年毎の引き続き農業経営を行っている旨の証明願が出され専決処分したという内容でございます。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

#### 【 質問なし 】

[議長] よろしいですか。無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第5号、農地造成工事届出書についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第5号、農地造成工事届出書について。説明の前に、図面をご覧ください。図面番号1の断面図ですが、今年の3月のものを間違っして添付してしまいましたので、削除

をお願いいたします。

報告第5号は、農地造成工事の届出です。今回、大田地区で1件の届出がありました。

報告第5号の1、図面番号は1番です。あわせて、公図及び平面図等をご覧ください。場所は、下平間字東下の畑、1筆、面積978㎡で450㎡の盛土を行う旨の届出です。届出人は市内下平間にお住まいの方で、施工者は小田原の法人です。施工内容は、水路から30cm以上後退し、農地に接する道路からも30cm以上後退させ、最大盛土高は1.0m未満、周囲は29度の法面で施工します。使用する土は、平塚市岡崎のから運搬します。届出日は8月26日、工期は令和元年8月30日から令和元年9月15日までです。盛土した後は野菜等を栽培します。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、農地造成の届出が1件あったという内容になっております。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 特にございませんですか。無いようですので、次に移ります。

[議 長] 報告第6号、農業用施設への農地転用届出書についてを議題とします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第6号、農業用施設への農地転用届出書について。届出は、高部屋地区の1件です。報告第6号の1、図面番号は2番です。

届出人は市内上粕屋にお住まいの方で、上粕屋字川上の畑1筆、面積831㎡の自己所有農地に建築敷地106㎡、建築面積66.24㎡の木造平屋建ての農業用作業場を建築するものです。建築敷地面積は200㎡未満の農業用施設なので農地法第4条の手続きは不要となります。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、農業用施設への農地転用の届出が1件あったという内容になっております。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 特に、よろしいですか。無いようですので、次に移ります。

[議 長] 報告第7号、農地法第4条第1項ただし書き該当の届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第7号、農地法第4条第1項ただし書き該当の届出書について。報告第7号は、耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する農地の保全のための農地転用は、農地法第4条第1項ただし書きに該当し、農地転用は不要です。今回、高部屋地区で1件の届出がありました。

報告第7号の1、図面番号3番をご覧ください。届出人は市内日向にお住まいの方で、転用の目的は隣接地への崩落防止のため上粕屋字久保上の畑1筆、面積277㎡の一部104㎡を約30度の角度で農地の保護のため法面の整備をするものです。工期は、令和元年10月10日から11月15日までで届出は9月9日です。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、農地の保護のため法面を整備するため農地転用の届出があったという内容になっております。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。無いようですので、議案に移ります。

[議 長] 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、高部屋地区で1件、成瀬地区で1件、大田地区で1件の申請がありました。

議案第1号の1、図面番号は4番です。あわせて、公図をご覧ください。申請地は上粕屋字川上下の4筆、面積は2,993㎡です。譲渡人は市内田中にお住まいの方で、譲受人も市内田中にお住まいの方で経営規模拡大のための申請です。譲受人世帯の経営農地面積は11,418㎡なので、下限面積の特段の面積の30アールに達しており農地取得に支障はありません。9月12日に事務局と地区担当委員さんの合同で現地調査を行い、経営農地は適正に管理されており、農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項は、ありませんでした。

次に議案第1号の2、図面番号は5番です。あわせて、公図をご覧ください。申請地は高森字宮ノ下の1筆、面積は403㎡です。譲渡人は市内石田にお住まいの方1名と市内桜台3丁目にお住まいの方1名、小田原にお住いの方1名です。譲受人は厚木市の方で経営規模拡大のための申請です。譲受人世帯の経営農地面積は8,501㎡で、伊勢原市内にも4,137㎡を所有し、下限面積の特段の面積の30アールに達しており農地取得に支障はありません。9月17日に事務局と地区担当委員さんの合同で経営農地を確認し適正に管理されていました。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項は、ありませんでした。

次に議案第1号の3、図面番号は6番です。あわせて、公図をご覧ください。申請地は沼目1丁目の1筆、面積は476㎡です。譲渡人は市内池端にお住まいの方で、譲受人も市内池端にお住まいの方で、経営規模拡大のための申請です。譲受人世帯の経営農地面積は17,132㎡で、下限面積の特段の面積の30アールに達しており農地取得に支障はありません。9月12日に事務局と地区担当委員さんの合同で経営農地を確認し適正に管理されていました。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項は、ありませんでした。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いいたします。最初の、議案第1号の1の「上粕屋地区」でございますが、私が担当しておりますので、私の方から補足説明をいたします。

[地区担当委員] 9月24日に高部屋地区の委員さんと大山地区の委員さんと合同で現地を確認してまいりました。現地、現在は作付けされておりませんが、畑としての管理が十分されていると確認してまいりました。問題は無いと判断しております。

[議 長] 続きまして、議案第1号の2について、「高森地区」お願いいたします。

[地区担当委員] 先ほどご説明がありましたように、9月17日に現地を確認いたしました。特に問題は無いと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

[議 長] 続きまして、議案第1号の3について、「沼目地区」お願いいたします。

[地区担当委員] 9月12日に事務局と、9月22日に大田地区委員さんと現地を確認してまいりました。問題は無いと思いますので、よろしくお願いいたします。

[議長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議長] 議案第1号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議長] 特に、ございませんですか。無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第1号の1については、「原案のとおり許可する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については「原案のとおり許可する」ことといたします。次に移ります。

[議長] 議案第1号の2について、何かご質問・ご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議長] 特に、ございませんですか。無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第1号の2については、「原案のとおり許可する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 挙手全員。よって、議案第1号の2については「原案のとおり許可する」ことといたします。次に移ります。

[議長] 議案第1号の3について、何かご質問・ご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議長] 特に、ございませんですか。無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第1号の3については、「原案のとおり許可する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 挙手全員。よって、議案第1号の3については「原案のとおり許可する」ことといたします。次に移ります。

[議長] 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 説明の前に、図面表示の訂正をお願いいたします。位置図と概要の左上に表示されている図面番号をご覧ください。図面番号7番において、議案第1号の1番となっておりますが、議案第2号の1番の間違いです。続きまして、図面番号8番において、議案第1号の2番となっておりますが、議案第2号の2番の間違いです。もう一つ、図面番号9番において、議案第1号の3番となっておりますが、議案第2号の3番の間違いです。それぞれ、訂正をお願いいたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について農業委員会の意見を求めま

す。申請は高部屋地区で1件、比々多地区で1件、成瀬地区で2件の申請がありました。

議案第2号の1、図面番号は7番です。あわせて、公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は日向字高橋の1筆、面積は138㎡の一部、78.16㎡を携帯電話基地局の設置に伴う工事作業ヤードとして使用する為に一時転用をするものです。貸付人は、市内日向にお住まいの方です。借受人は、東京都内に本社を置く電気工事を専門とする会社です。工期は許可後1ヶ月間で、権利関係は、賃貸借権の設定です。申請地の立地基準は、山林や河川等により分断され、農地の広がりには10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準については、基地局設置工事に伴う工事車両やクレーン車等が進入できるよう、申請地に敷き鉄板で造成し隣接農地に影響が出ないように施工します。雨水は自然浸透とします。工事完了後は速やかに鉄板を撤去し、耕作が出来る状態に戻して貸付人へ返却します。資金計画も適切であると判断されます。また、まちづくり推進条例は該当しません。今後転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後、県知事に副申します。なお、本件は農地法第5条第1項但し書きに該当しており、前回の総会において届出書については報告済みです。また、県とは事前協議が済んでおります。

次に議案第2号の2、図面番号は8番です。あわせて、公図、土地利用計画図をご覧ください。本件は、分家住宅建築のための転用申請です。貸付人は市内三ノ宮にお住まいの方で、借受人は市内串橋に居住する貸付人の娘と義理の息子さんです。申請地は三ノ宮字下栗原の1筆、300.01㎡を転用したいとのことです。権利関係は、使用貸借権の設定です。借受人は、現在、夫婦2人と子供3人の5人家族で、賃貸住宅に居住していますが、3人目の子供が生まれ手狭になり、子どもや両親の老後など将来のことを考え、実家近くの申請地に分家住宅を計画しました。申請地の立地基準は、住宅や雑種地等により分断され、農地の広がりには10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準については、北側は市道を挟み宅地、東側も宅地、西側・南側は貸付人(父)の畑なので、直接、他人の農地には接しません。敷地は土敷きとし転圧処理をし、東側敷地境にはコンクリートブロックを新設し土砂の流出を防ぎます。雨水は雨水浸透槽を設置し浸透処理とします。汚水、雑排水も合併浄化槽から雨水浸透層に接続し浸透処理をします。計画としては、周辺農地への影響は少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、他法例の手続きとして都市計画法第29条に基づく開発行為及び伊勢原市まちづくり推進条例に該当し、現在、手続き中ですが、今後、転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後、県知事に副申します。

次に議案第2号の3、図面番号は9番です。あわせて、公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は、石田字下河内の10筆、面積5,033.02㎡を介護老人保健施設を建設するため転用するものです。申請人は東京都昭島市に事務所を置く医療法人社団佑樹会です。現在、東京都で2箇所、秦野市で2箇所の合計4箇所で介護老人保健施設を運営しています。申請理由は、伊勢原市の第7期介護保険事業計画の中で、平成30年度から令和2年度までの期間に100床の介護老人保健施設を整備する方針が示され、公募により申請人の事業整備計画が選定されました。公募するにあたり仲介業者を通じて市内の土地を複数探しましたが、計画施設を建設できる纏った広さの条件に合った土地はなかなか無く、最後に紹介された土地が今回の申請地となりました。計画地周辺には、畑や田んぼなど多く自然環境が残っておりますが、立地的には市内の既存介護老人保健施設とエリアが重ならず市内の介護サービスの分布においても偏りはありません。また、小田原厚木バイパスや主要幹線道路である横浜伊勢原線に近接してアクセス環境にも恵まれ、緊急時の搬送もしやすく、更には近くに小学校や高等学校、養護学校もあり施設利用者との交流も図ることができ地域の高齢者が療養するには最高の場所であり、地権者、近隣住民の方にも施設の必要性や建設に対しての理解が得られたので計画地として選定しました。権利関係は所有権の移転になります。申請地の立地基準は、宅地や雑種地等により分断され農地の広がりには10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準についてですが、敷地周囲にはRC擁壁を

設置してその上にコンクリートブロックと高さ1.2mのフェンスを設置し隣接地への土砂流失を防ぎます。敷地内は透水性のアスファルトで舗装します。雨水は貯留槽を設置しオーバーフロー分は道路側溝に接続放流します。汚水も浄化槽から処理水を道路側溝へ放流します。また、1718番と1719番南側水路については用途廃止をし、1721番東側から1725番南側へ付替え処理をします。計画としては周辺農地への影響も少なく、施設の建設については県と市から補助金が交付されるので資金計画も適切であると判断されます。また、伊勢原市まちづくり推進条例及び都市計画法は協議中ですが、転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後、県知事に副申します。なお、転用面積が3,000㎡を超えるため、本件の議決を得ましたら、県の常設審議委員会へ意見を求め、承認後、県農地課へ意見書を提出します。

次に議案第2号の4、図面番号は10番です。あわせて、公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は、石田字下河内の3筆、面積997.50㎡を前件議案2号の3の介護老人保健施設に勤務する職員専用の駐車場を整備するために転用するものです。申請人も前件と同じ東京都昭島市に事務所を置く医療法人社団佑樹会です。申請理由は、介護保健施設に勤務する職員は100人から130人を想定しています。勤務は交代制なので日中では60人から80人程度を見込みでいます。また、他の既存の施設でも約80%以上の職員が車通勤を希望して通っています。昨今の労働者不足の課題から、従業員を確保する上でも希望する通勤手段を担保することが求められ、必然的に40～50台の確保が必要になります。本来ならば一体で整備できればよかったですのですが地権者の合意が得られず、やむなく申請地を駐車場計画地としました。申請地の立地基準は、前号同様に「その他2種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準についてですが、敷地内は浸透性アスファルトで舗装し雨水は浸透処理をします。敷地周囲にはRC擁壁を設置してその上にコンクリートブロックと高さ1.2mのフェンスを設置し隣接地への雨水等の流失を防ぎます。計画としては周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市まちづくり推進条例及び都市計画法は協議中ですが、転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後、県知事に副申します。また、前号の3の関連案件のため、本件の議決を得ましたら、同様に県の常設審議委員会へ意見を求め、承認後、県農地課へ意見書を提出します。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので、地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いいたします。はじめに、議案第2号の1について、「日向地区」お願いします。

[地区担当委員] この案件につきましては、前回、農地転用が出ましたので、その時に現地確認をして一時転用ということで、問題は無いと解釈しております。以上です。

[議長] 続きまして、議案第2号の2について、「三ノ宮地区」お願いします。

[地区担当委員] 9月23日、地区委員5名で現地の確認をいたしました。内容につきましては、事務局の方の説明のとおりでございます。ご存じのように、この栗原地区は中山間地でありまして、過疎化が進んでいるような地域でもございます。そうした中で、この分家、非常に喜ばしいことということも思っております。問題は無い、と地区の委員の意見もでございます。以上、よろしくお願いいたします。

[議長] 続きまして、議案第2号の3及び議案第2号の4について、「石田地区」お願いします。

[地区担当委員] 私が住んでいる近くになりまして、4～5年前から話が出ていまして、ようやく申請が出てまいりました。石田小学校の東側にあたります。駐車場と両方含めて報告しますが、まちづくり条例とか協議中ということですが、それらが通れば私ども、何とも言

いようがありません。全部、畑になっております。問題は無いと思いますので、よろしくお願ひします。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議 長] 議案第2号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願ひいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第2号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。次に移ります。

[議 長] 議案第2号の2について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願ひいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第2号の2については、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の2については「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。次に移ります。

[議 長] 議案第2号の3について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願ひいたします。

[B 委員] 議案第2号の3と議案第2号の4に分けた理由が判らないです。同じ案件、場所ですよ。近接しているとは思いますが。同じ所有権移転ですけども、二つに分けた理由を教えてください。

[事務局] 実際、場所が1枚農地を挟んでいるわけですが、続けて駐車場を設置するという話でしたら1件で話が済んだのですが、駐車場を施設、完全な別転用という形になってしまうので。

[B 委員] 図面を見ると、全部繋がっているように見えたのですが。駐車場の部分と施設の部分とに分けたと言うことですか。

[事務局] 公図をご覧いただきますと位置関係が判りやすいと思うのですが、地権者の了解が得られなかったのが、1枚農地を挟んだ場所を職員駐車場を設置せざるを得なかったということです。

[議 長] よろしいですか。

[議 長] 他に、何かございますか。特にございませんですか。無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第2号の3については、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

[議 長] 举手全員。よって、議案第2号の3については「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。次に移ります。

[議 長] 議案第2号の4について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第2号の4については、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

[議 長] 举手全員。よって、議案第2号の4については「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。次に移ります。

[議 長] 議案第3号、非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 議案第3号、非農地証明交付申請の承認について。今回、伊勢原地区で1件の証明願いがありました。

議案第3号の1、図面番号は11番です、あわせて公図、資料をご覧ください。申請地は岡崎字花立の2筆、面積428㎡になります。申請地には、昭和30年頃、6448番地に申請者の父親が住居兼物置を建て、経営してる建設会社の従業員が入居していました。6449番1についても一体で使用していました。平成15年頃からは、申請地に建設会社の資材を置くようになり、6944番1については現在は進入口としても使用しています。今回、申請地に息子さんの居宅を建築するため、金融機関からの融資を受けるにあたり、現況の地目に変更する必要があるため申請をするものです。なお、申請地は、県からは両筆とも昭和44年撮影の航空写真や聞き取り調査等により、既存宅地であることが確認されています。申請地の立地基準は、宅地や雑種地等により分断され、農地の広がりには10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。隣接地の西側、北側は畑、南側・東側は宅地ですが、転用後も周辺農地に支障が生じることはありません。申請地についてですが、県の「農地法の適用を受けない土地に係わる運用指針」別表1による「建築物の敷地」に該当します。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いします。

[地区担当委員] 伊勢原担当で現場を確認しました。今、事務局で説明されたとおり、線引き以前から建築されている土地なので、非農地証明ということで出しても良いと思います。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議 長] 議案第3号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第3号の1については、「原案のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

[議 長] 举手全員。よって、議案第3号の1については「原案のとおり承認する」ことといたします。次に移ります。

[議 長] 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。今回は、新規の届け出分は5件ありました。農地の賃貸借等につきましては、利用権設定期間が終了すれば、自動的に権利が消失して、民法上の小作の権利が生じない農業経営基盤強化促進法による利用権の設定が、現在は殆どです。利用権の設定は農業経営基盤を強化するための農地の利用集積ですので、利用権を設定できる方は、農地法第3条の「下限面積」要件はありません。10アール以上を営農する経営農家や新規就農認定を受けた方、また解除条件付き利用権で行う株式会社やNPO法人などの法定法人が対象となります。

今回の新規の届け出の内容といたしましては、伊勢原地区で3件、4筆、面積3,720㎡、成瀬地区で2件、5筆、面積3,566㎡です。権利の種類は、使用貸借権が3件、賃貸借権が2件で、10a当たりの賃借料は10,000円という内容になります。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。

[議 長] 議案第4号については、「出願のとおり承認する」ことに賛成の委員の举手を求めます。

[議 長] 举手全員。よって、議案第4号については「出願のとおり承認する」ことといたします。次に移ります。

[議 長] 議案第5号、特定農地貸付規定廃止の承認についてを議題とします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 議案第5号、特定農地貸付規程廃止の承認について。「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令」第4条第3項に、法に従って特定農地貸付けを行っていないと認めるときは、承認を取り消せることとされています。

今般、令和元年11月1日に、伊勢原市農業協同組合が湘南農業協同組合と合併することに伴い、伊勢原市農業協同組合が定めていました「特定農地貸付規定」の廃止の承認についての申請が、令和元年9月2日付けで伊勢原市農業協同組合 代表理事組合長からありましたので、農業委員会の承認を求めます。本規定は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然にふれあうとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に平成2年4月19日に制定されたものです。なお、本規定につきましては、令和元年5月18日に開催されました伊勢原市農業協同組合第53回通常総代会において、本規定の廃止について決議されております。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

- [A 委員] 今、説明がありましたが、どういう内容か承知をしておきたいので、お願いします。  
市民農園的な、農協が斡旋していた制度ということですが、現状、今まで、どの程度のこと  
ことでやられていて、今後、合併によって、この制度は無くなってしまうのですか。それ  
とも、湘南になっても継続されるものなのですか。
- [事務局] この制度を利用したというのが、直近で1名だけ、平成25年4月1日から平成30年  
3月31日までいられて、現在、この制度を利用している方はいません。今回、  
合併と言うことで伊勢原市農協の解散という形になるので、ここで廃止になってしまいま  
す。この制度が湘南農協で継続するののかについては、後日確認をして報告いたします。
- [C 委員] その件で、合併後どうなるかということを確認しましたが、JA湘南にも  
同じ制度がありまして、今後はJA湘南として、そういう事案があれば取り扱うというこ  
とです。だから、制度としては残るといことです。
- [事務局] ありがとうございます。
- [議長] よろしいですか。
- [議長] 他に、何かございますですか。特に、ございませんですか。無いようですので、質疑を  
打ち切り採決をいたします。
- [議長] 議案第5号については、「出願のとおり承認する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議長] 挙手全員。よって、議案第5号については「出願のとおり承認する」ことといたします。
- [議長] 以上を持ちまして、第19回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。大変お疲れ  
さまでした。
- [事務局長] ありがとうございます。次回の総会は、10月28日の月曜日ですので、よろしく、  
お願いいたします。

【11時35分 終了】

令和元年9月27日